

第4条(受講料)

③ 正規講座登録後、受講を取り消しし受講料を払い戻ししたい者は、所定の払戻申請書、受講取消申請書と在留資格変動予定状況を証明できる証明書類を教育院に提出しなければならない。<改訂 2018.12.1., 2021.9.1.>

④ 前項の場合、生涯教育法 施行令 第23条 学習費の返還基準に従って受講料を返還する。ただし、入学金は払い戻し不可。

⑤ 前項の在留資格変動予定状況による証明書類と受講料払い戻し基準日は別表の通りだ。<改訂 2018.12.1., 2021.9.1.>

<別表> <新設 2021.9.1.>

在留資格変動予定状況による証明書類及び払い戻し基準日

在留資格区分			証明書類	払戻基準日
在留資格	在留地域	受講取り消しによる在留資格変動		
教育院標準入学許可書を通してD-4またはC-3ビザを発行した者	海外在留中の者	ビザ発行後入国せず在留資格が取消予定となる者		払戻申請書提出日
		出国後再入国を放棄し在留資格が取消予定となる者	出国航空券コピー	払戻申請書提出日
	国内在留中の者	授業開始前受講を取消し出国により在留資格が取消予定となる者	出国予定日が記載された航空券コピー	払戻申請書提出日
		授業開始後受講を取消し出国により在留資格が取消予定となる者	出国予定日が記載された航空券コピー	航空券に記載された出国予定日
		他大学の語学研修過程入学により所属大学に在留資格を変動予定の者	入学予定大学の標準入学許可書コピー	払戻申請書提出日
		学位過程入学によりD-2ビザに在留資格を変動予定の者	在留資格変動申請受付証のコピーまたは入学予定大学の標準入学許可書のコピー等、入学予定大学の合格や入学予定であることを証明できる書類	払戻申請書提出日
		その他の在留資格に変更予定の者	在留資格変更申請受付証コピー	払戻申請書提出日
		それ以外	その他在留資格変動予定状況を証明できる書類	払戻申請書提出日
それ以外	全体		払戻申請書提出日	



弘益大学国際言語教育院